

規制改革実施計画の概要

規制改革推進会議 第4回水産ワーキング・グループの議論について (令和元年5月14日)

- 規制改革推進会議において、主要検討課題について掘り下げた審議を行うためワーキング・グループが設置されており、その一つとして水産ワーキング・グループ（以下「水産WG」という。）が設置されている。
- 令和元年5月14日に開催された第4回水産WGにおいて、「水産用医薬品の使用について」が議題となり、その際の議論を踏まえて同年6月6日に規制改革推進会議から「第5次答申」が提出され、これを受けて6月21日に「規制改革実施計画」が閣議決定された。

WG出席者

- 金丸 恭文 議長代理
(フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO)
- 野坂 美穂 座長
(多摩大学経営情報学部専任講師)
- 原 英史 座長代理
(政策工房代表取締役社長)
- 長谷川 幸洋 委員 (ジャーナリスト)
- 林 いづみ 委員 (桜坂法律事務所 弁護士)
- 有路 昌彦 専門委員
(近畿大学世界経済研究所水産・食料分野教授)
- 泉 澤宏 専門委員 (泉澤水産代表取締役)
- 渡邊 美衡 専門委員
(カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長)

WGにおける議論

- 有路専門委員から、
 - 水産用医薬品の使用基準については、魚病への迅速な対応のため柔軟な使い方ができないか
 - 水産を専門とする獣医師の確保が必要ではないか
との問題提起。
- 農林水産省からは、
 - 使用基準は、薬剤耐性菌の問題、食の安全性と直結している
 - 養殖業の発展のためには、柔軟な使い方ではなくニーズを踏まえた使用基準の見直しが望ましいと説明。

規制改革推進会議第6回農林水産WGの議論について (令和2年2月10日)

- 令和2年2月10日に規制改革推進会議第6回農林水産WGが開催され、令和元年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画の実施状況について報告した。
- WG時点までの農林水産省の取組及び今後の方向性について概ね了解が得られたため、引き続き実施計画に沿って使用基準の見直しや獣医師のリスト化等を進めていくこととなったが、委員からは水産用医薬品の開発の方向性やワクチン接種義務化の可能性等について意見をいただいた。

WG出席者

- 佐久間 総一郎 座長 (日本製鉄株式会社常任顧問)
- 南雲 岳彦 座長代理
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員)
- 竹内 純子 委員
(NPO法人国際環境経済研究所理事・主席研究員)
- 新山 陽子 委員 (立命館大学食マネジメント学部教授)
- 林 いづみ 専門委員 (桜坂法律事務所 弁護士)
- 有路 昌彦 専門委員
(近畿大学世界経済研究所水産・食料分野教授)
- 本間 正義 専門委員 (西南学院大学経済学部教授)
- 金丸 恭文 未来投資会議議員

WGにおける議論

- 有路専門委員から、
 - 医薬品のニーズ調査では、薬浴も含めて拡充してくれというところが出ているので、協議会では用法についても拡充していく方向で議論をしているという理解でいいか。
- 林専門委員から
 - 使用基準の見直しは、毎年現場ニーズに応じて行う仕組みになると理解でいいか。
- 有路専門委員から、
 - 我が国において、ワクチン接種の義務化について協議会で議論する余地はあるか。

今後意見交換をお願いしたい事項（１／４）

【令和元年度実施計画】

○令和元年度措置

実施事項の概要		備考
a	養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。	実施済み
g	魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。	実施済み
c	適用外使用による魚病対策の迅速化のため、aの調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。	実施済み
i	獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、gの協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。	実施済み

○令和元年度検討・結論

実施事項の概要		備考
b	aの調査を踏まえ、薬機法に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと（成魚・稚魚を含む。）の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。	実施中

今後意見交換をお願いしたい事項（２／４）

○令和２年度措置

実施事項の概要		備考
d	cに加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義（一定時間内に獣医師の診療を受けられる等）を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。	本日の議題 （協議）
e	国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数の拡充を行う。	本日の議題 （協議）
f	魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。	本日の議題 （協議）

○令和２年度以降順次措置

実施事項の概要		備考
h	当該協議会にてb～dの措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。	次回以降の 議論

○令和３年度以降継続的に措置

実施事項の概要		備考
j	hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策にかかる法制度を踏まえ、獣医師資格取得のためのカリキュラムについて見直しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。	次回以降の 議論

今後意見交換をお願いしたい事項（３／４）

【令和２年度実施計画】

○令和２年度措置

実施事項の概要		備考
a	適用外使用による魚病対策の迅速化のため、令和元年６月の規制改革実施計画に基づいて作成された、魚病に詳しい獣医師のリスト（以下、本項において「獣医師リスト」という。）について、特に、魚病の診断ができる獣医師が不在又は不足している都道府県に対して、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにする（オンラインによる診療も含む。）など、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を早急に構築する。	本日の議題 （協議）

○令和２年度以降継続的に措置

実施事項の概要		備考
b	獣医師リストについて、常時アップデートをし、掲載獣医師を拡充する。	本日の議題 （報告）
d	使用基準について、毎年養殖業者のニーズを確認し、見直しを行う。	次回以降の 議論

今後意見交換をお願いしたい事項（４／４）

○令和２年度検討・結論、令和３年度措置

実施事項の概要		備考
c	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める基準（以下、「使用基準」という。）について、成魚・稚魚別の用量や経口投与に加えて薬浴による用法について、養殖業者のニーズを調査し魚病対策促進協議会での検討を経て、必要な追加を行なう。	次回以降の議論

○令和２年度検討開始、結論を得次第速やかに実施

実施事項の概要		備考
e	感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病の対策については、ワクチン接種の義務化などの対策のあり方について、ノルウェー等の諸外国の取組も踏まえ、魚病対策促進協議会にて検討をする。	本日の議題（協議）